

令和7年度～令和9年度札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア 事業運営業務 企画提案審査要領

令和7年度～令和9年度札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務に係る企画提案審査については、令和7年度札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、次のとおり審査するものとする。

1 提案書に係る公平性の確保

提案者から提出された企画提案書には、提出順にAからアルファベットを付し、提案者名を伏せることで公平性の確保を図る。

2 提案書の事前配布

企画提案書（提案者名の記号を付したもの）は、事前に各委員に配布する。各委員はあらかじめ企画提案書に目を通し、ヒアリング及び審査に備えるものとする。

3 ヒアリング

提案者の企画提案の意図を確認するため、ヒアリングを実施するものとする。ヒアリングに当たっては、審査会場において、事前に提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションを1企画提案ずつ行わせることとし、追加資料の配布は禁止する。

4 審査・採点

- (1) 審査は、提出された企画提案書による書類審査及びヒアリングを基本とする。
- (2) 各委員はヒアリング時に、企画提案項目に応じて配点した「令和7年度札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務企画提案審査表（満点は100点）」を用いて審査・採点を行う。

(3) 実施委員会による採点が同点となった場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

5 契約候補者の選定に係る特記事項

(1) 企画提案への参加が1者の場合、各委員の合計得点を集計した総合点が60%（最低基準）を満たす場合にのみ、当該事業者を契約の相手方とする。最低基準を満たさない場合は、再度公募を実施する。

(2) 契約は審査によって選定された者との間で、随意契約による行うことを原則とするが、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。ただし、次点の評価を受けた事業者が、基準を満たさない場合は交渉しない。

(3) 企画提案に当たり、虚偽の記載等不正とみなされる行為をした場合には、契約の相手方としない場合がある。

(4) 契約条件等に関しては、別紙の役務契約約款によるほか、業務内容の詳細については、企画提案された内容を踏まえ、札幌市と契約候補者の協議により決定する。

なお、企画提案の内容をもって契約するとは限らない。